

岡本の国会での答弁

177-衆-厚生労働委員会-8号 平成23年04月15日

○田村(憲)委員 おはようございます。自由民主党の田村憲久でございます。

きょうは、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、これに関しての質疑でございますが、我々も今まで非常に深くかかわってきた法律でございます。そういう意味ではもちろん賛成でございますし、日切れでもございますので、これは早く成立を目指していきたい。そういう思いの中で、冒頭、大臣がおられないわけでありましたが、それでもこちらも御協力をさせていただきながら質疑の方を始めまして、なるべくきょうの緊急上程の方に間に合うようにということ御協力をさせていただきたいというふうに思います。

大臣がおられませんので、この法律に関しては大臣が来られてから御質問をさせていただくということでございますが、まずは、この震災関係の御質問からさせていただきたいと思うんです。

自民党も、いろいろな団体からヒアリングをずっとさせていただいております。その中で、やはり障害者の問題というのが大変切実になってきておりまして、例えば、いろいろなサービスを受けようにも、サービスの供給主体がなくなってしまうたりでありますとか、そもそも、いろいろな障害をそれぞれいろいろな理由で隠されておられる方々もおられるわけございまして、そういう中において適切なアプローチというのができていないという部分がございます。

そういう部分で、では、どこにどのような障害者の方々がおられるのかというのを、被災地も含めて今大変な混乱をいたしておりまして、政府及び地方政府の中において、どこにどのような障害をお持ちの方々が今現在お住まいになられておられるのか、こういう状況をやはり的確に把握をした上で、その方々に対して十分な対応ができるようにしていかなければならないというふうに思っております。

今、政府で、そのような障害をお持ちの方々の把握というものは十分にされておられるのか、また、されるおつもりなのか、いかがでございましょうか。

○岡本大臣政務官 おはようございます。

今御指摘いただきましたように、障害をお持ちの皆様方の御支援というのは大変重要でありまして、政府といたしましても、厚生労働省より職員を派遣いたしまして、各避難所においてのさまざまなニーズを聴取しているところでもあります。

また、当初は、福島県等に厚生労働省本省の看護職員を派遣するなどもしておりましたが、現状では、各自治体において、保健師の皆さんなどが中心となりまして、避難所、それから施設のほか在宅も戸別訪問をいたしまして巡回をし、こういった支援を必要とされる方々の状況の把握に努めております。その結果、支援が必要となれば、そのニーズに応じた対応をとるといったようなことをしております。

○田村(憲)委員 各障害者の方々の団体が、自分らでもいろいろと調べていきたいという話の中で、実は、個人情報の問題が一つネックになっておりまして、今までわかっていたような情報もなかなか開示してもらえないというような、そういう声もございます。

これは、早急にいろいろな関係団体の方々と協力しながら、一番わかっておられるのは関係団体の方々に、どのような問題があるかということも把握をされておられます。ですから、協力をいただいた上で、どこにどういう障害をお持ちの方々がおられるかということ早く把握させていただいて、適切な対応をしていただきたいと思います。

といいますのは、実は、きょうはこれは質問するつもりじゃなかったんですけども、きのうも関係部局といろいろと話をしましたが、障害基礎年金がいよいよ支給が、十五日ですからきょうですよ。こういう中で、実は、後見人がいなくなられた障害者の方々が、通帳もキャッシュカードも全部

流れちゃって、引き出そうにも通帳もつけれないというような声が入ってきております。

関係部局とちょっと相談したんですが、なかなか難しい。これは法的ないろいろな壁もありますし、一方で、引き出しに行かれた方々が本当に障害者の方々のかわりになり得る人なのかどうか、こういう確認もなかなか難しいということがございまして、そう簡単な話じゃないんですが、ただ、的確にそういう方々がどこにおられるかということが把握できれば、またいろいろな対応の仕方もあろうと思います。

障害者の方々にしてみれば、障害基礎年金は非常に、生活の一番の糧といいますか基本でありますから、そういうものが得られないという話になれば、これは本当に生存権にかかわってくる問題になってくるわけでありまして。

そういうことも含めて、特に、災害が起こったときに一番大変な目に遭われるのは災害弱者である障害者、高齢者の方々でございまして、ぜひとも早急な対応というものをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、これは一点お願いをいたします。もう御返答は結構でございまして、いろいろな混乱が当初ございました。それは、緊急支援物資の運送、輸送等々でもありましたし、また、緊急通行車両の確認標章の部分でもございました。

どういう問題があったかといいますと、例えば、緊急支援物資の中に医療用医薬品は入るんだけど、一般用医薬品、OTCは入れてもらえなかったでありますとか、また、緊急車両の通行証をとるのに薬剤師の方々がとりに行くと、薬は運ぶんですかと。いや、薬はありませんと言うと、じゃ、出せませんというような、現場でいろいろな問題、混乱が起こったという話を聞いております。

多分これは、そんなことは本来はないんだろうと思います。OTCももちろん緊急物資として本来は運ばれるべきものであろうと思いますし、薬剤師の方々も本来、向こうにボランティア等々で入る場合には、緊急車両が入る際の通行証がもらえる対象であったんだろうと思うんですが、十分に意思の疎通ができていなかった。

担当部局、これは警察だという話だと思うんですけども、そこ十分意思の疎通ができていなかったがためにそのような混乱が生じ、結果的にだれが苦しむかといいますと、これは被災者の方々が、本来入ろうとするボランティアの方々が入ってこられないということで、例えば薬等々のいろいろな意味での供給というものに支障が生じるわけでありまして。

そういう意味では、調剤も含め、いろいろな部分の問題というものが被災者の方々にとっては不利益ということを考えれば、こういう混乱をなくしていく、多分、薬剤師の方々だけじゃなかったと思うんですけども、そういう混乱をこれから防いでいくために、やはり十分に平時から、このようなことがあった場合の連絡といいますか、協力というものの体制をつくっておく必要があるんだというふうに思います。

ですから、ここは、これからまたどこでどのような災害が起こるかわかりません。十分に、このような今回の轍を踏まないように準備をしていただきたいな、こんなことを御要望させていただきたいというふうに思います。

まだ大臣が来られませんので、なかなか本題に入れませんが、他の質問の方に入りたいというふうに思います。

これは政務官にお聞きをいたしますが、実は、今も医療関係者の方々が本当にたくさんボランティアで現地に入られております。陸路で入る場合、非常な制限が当初ございましたので、そういう意味では空路が一番時間的にも、またいろいろな便宜上も便利であろうということでございまして、航空会社が増便をいたしまして、緊急臨時便というものをふやしまして、近くの空港に飛んでいただきました。

このときに、実は医療関係者、これは多分、厚生労働省や都道府県が航空会社に依頼をしたんだと思うんですけども、このようなボランティアで入る方々は、あらかじめ連絡があればその方々の席、あいておれば無料で協力しますよ、つまり、運賃は取りませんよ、ボランティアですからということで、無料で飛んでいただいたといいますか、乗せていただいたんです。

これは多分、当局の方も御尽力をいただいてそういうお願いをしていただいたからこそ航空会社、航空会社も今大変なんですね。JALにしてもANAにしても、ただでさえ外国人が日本に今来ない状況になっておりまして、そういう意味では国際線は非常に今がらあきの状況でございますから、そういう中で御協力をいただいてきたわけでありまして、これがいよいよきょう、一応終わるんです。ということは、これからは、ボランティアで入る方々は、空路で行く場合には有料になってくる。

そもそも、この医療関係者に対するいろいろな協力というものは、政府、厚生労働省を中心に、こういう状況だから入っていただいているいろいろな急場をお助けいただきたいというようなお願いをされたんだろうというふうにお聞きをいたしております。もちろん、ボランティアですから、ある程度は入っていただく方々の自発的な思いの中で御協力をいただくわけでありまして、やはり、長くなる、また回数がふえてくるという話になると、それなりの負担というものも生じてくる、増してくるわけございまして、こういう最低限の実費に対しては、何らかの政府としての対応というものをさせていただけないかというような声が各団体から今上がってきております。

そこで、一々細かいところまでという話になるのかどうかわかりませんが、協力団体の方に、協力の度合いに応じて何らかのお金を入れられないかでございますとか、また概算払いで何かお金が入れないかでございますとか、そういうような、ボランタリーで入っておられるそれぞれの団体が、それ以外の部分で非常にお金がかかる部分に対して何らかの援助というものをお願いしたいんですが、政府は何かお考えございますか。

○岡本大臣政務官 御指摘のとおり、日本医師会や日本看護協会を通じて被災地に医師や看護師を派遣する場合は、日本医師会等が航空会社と調整を行って航空運賃を免除する措置がとられているわけですが、現状では、都道府県知事の要請に基づいて派遣された医療チームの救助に対して、委員御承知のとおり、災害救助法に基づいて、救助が行われた地の都道府県がお金を負担した上で、最大、国が九割その負担をし、残りについても地財措置をとって、実質的には地方負担が極小化されるという仕組みがあるわけでありまして。

それ以外のスキームで入られた方をどういうふうに取り扱うかというのは、確かに、御指摘の問題、大変大きな課題でありますし、難しい観点もあるというふうには思いますが、そういったボランティアの気持ちで入っていただいた方へ、やはり一定程度我々も配慮をしていかなきゃいけないという面はあろうかと思っております。

委員から御指摘をいただいたことを含め、また省内の方で考えてみたいと思っております。

○田村(憲)委員 非常に前向きな御答弁でございますので、いくということですから、していただけるというふうにお聞きをさせていただきます。大臣、よろしく御配慮のほどお願いしたいと思います。

お聞きしたいことがいっぱいあるんですけれども、今回、一つ、計画的避難区域というような新たな指定をするという話が出てきております。

この中で、今まで、被災地また避難区域等々で、医療、介護保険の自己負担、保険料、また失業給付、こういうものに対して特例を出してきていただいた流れがあります。また一方で、そういうところで失業給付が出ない場合には雇調金というような話もございました。

この計画的避難区域という、一定期間を置いた中で避難をしていただく区域ですよ、ここにおいては、医療、介護、また障害者自立支援法における自己負担、さらには失業給付、まあ、雇調金はちょっと失業給付と反面に出るところなんでしょうけれども、こら辺のところの対応はどうされるおつもりですか。

○岡本大臣政務官 計画的避難区域につきましては、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域の取り扱いと同様とさせていただきたいというふうに考えておりまして、医療保険、介護保険、雇用保険といった、委員御指摘のこういった保険の特例を適用することとしておりますし、雇調金

につきましても、計画的避難区域の指定を受けたことにより事業活動が縮小した場合は、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域における取り扱いと同様とさせていただきたいというふうに考えております。

○田村(憲)委員 ということは、今まで雇調金で対応していたところは、雇調金から失業給付の特例に移る場合もあるというふうに考えていいんですか。

○岡本大臣政務官 雇調金は、当然事業主の負担もあるわけでありますから、支払いが出てくるわけですから、それに対して、失業給付であれば事業主の直接の支払いはないわけで、そちらに切りかえたいというものが出てくることも想定をされておまして、もちろんそれにも応じていくということでもあります。

○阿部委員 私、今、質問の中で数値を間違えまして、今おっしゃったように八千万で、前年度比六千八百万増であります。

今、私の伺いましたのは、国防総省等々にもお声をかけていただくということでいいと思いますし、特に、海兵隊の資料館というものもございますので、その情報もぜひ得ていただきたいと思います。

今回の教訓は、アメリカ、主な戦闘相手がアメリカであった場合、向こう側に情報が残されているというケースが多くて、これからいろいろなところで私はこれは活用できると思いますし、お一人でも早く、いわば行方不明者であります、そして、それが長い年月、六十五年もたてば、生きてお帰りになることがない、御遺骨になり帰還されるという状況ですので、ぜひ御尽力をいただきたいという意味です。

○岡本大臣政務官 先ほど審議官の方から御答弁させていただきましたけれども、昨年十二月、既に、アメリカの海兵隊資料館に私行ってまいりまして、太平洋地域における戦闘の海兵隊側の資料について調査をし、情報を得てきておまして、太平洋地域、他の島々における旧日本兵の皆さんの御遺骨の収容にそういった情報を活用していきたいというふうに考えております。